

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	シンワオックス株式会社
【英訳名】	SHINWA・OX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 勝弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤勝弘は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社グループは、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信憑性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社1社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、当連結会計年度の第3四半期末時点の売上高の概ね2/3以上等を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」「売上債権」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をとともう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

なお、当事業年度中に有価証券報告書「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (4) 経営者の問題認識と今後の課題について」に記載の不正の事象が発生いたしました。全社的な内部統制におけるコンプライアンスに関する認識が欠如しておりました。また、取締役間の牽制が機能しなかったこと、及び取締役会への報告が速やかになされなかったことは、内部統制に関する重要な欠陥でありました。

当該事象の発覚後、外部調査委員会による事実調査と原因究明が行われました。当該委員会の提言を踏まえ、刷新された取締役が、新たにコンプライアンスに関する認識を高め、会社運営に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンス体制の再構築に取り組んでまいりました。その結果、当事業年度中に識別された重要な欠陥は、当事業年度末日現在において改善されております。

3【評価結果に関する事項】

OX(H.K.)COMPANY LIMITEDは、下記に記載した事象により、当事業年度末日現在における当社の財務報告に係る内部統制に不備があり、有効でないと判断いたしました。

記

- (1) 当社において、決算・財務報告プロセスにおける一部主要な規程の文書化(当社経理規程の翻訳版の作成等)が不十分であったこと。
- (2) 当社の管理本部における当社に対するモニタリングが十分に機能していたとは言えないこと。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当社は、当初内部統制の評価対象には該当していませんでしたが、当事業年度中の急速な業容及び規模の変化に伴い、それに則した決算・財務報告プロセスの同社に対する指導、周知、徹底が十分にできなかったことによるものであります。

当社としましては、財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用の重要性は、当然認識しております。OX(H.K.)COMPANY LIMITEDにおける決算業務の環境を再整備し、翌事業年度におきましては、適切な内部統制の整備を推進する方針であります。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。